

平塚市地域作業所移行型地域活動支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第9号の規定に基づき、障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業（以下「地域活動支援センター事業」という。）のうち、障害者地域作業所から移行する事業所が実施する地域活動支援センター事業について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害者地域作業所 平塚市在宅障害者地域作業指導事業補助金交付要綱（昭和56年10月1日適用）又は平塚市在宅精神障害者地域作業指導事業補助金交付要綱（昭和58年10月1日適用）により補助金の交付を受けている法人又は団体が当該要綱の補助対象となる事業を実施するために設置している事業所（以下「地域作業所」という。）をいう。
- (3) その他の用語については、法及び法の関係法令の例による。

(実施主体)

第3条 地域活動支援センター事業の実施主体は、平塚市とし、その責任の下に便宜を提供するものとする。

(事業内容)

第4条 地域活動支援センター事業における支援サービス（以下「支援サービス」という。）は、次に掲げる事項とする。

- (1) 障害者に創作的活動又は生産活動の機会を提供すること。
- (2) 障害者に社会との交流の促進のための場を提供すること。
- (3) 障害者に入浴や食事等の介護を提供すること
- (4) 障害者の余暇活動を支援すること。
- (5) 障害者の生活、医療、福祉、就労その他障害に起因する相談に応じ、必要な助言及び指導を行うこと。
- (6) 障害者を障害者の居宅又は障害者が利用する公共交通機関の駅若しくは停留所等と事業所との間を車両を用いて移送すること（以下「送迎」という。）。)
- (7) 障害者又はその保護者からの生活・福祉相談に対する助言
- (8) 前各号に付帯して発生する他機関との連絡調整
- (9) その他市長が特に必要と認める事項

(指定事業者の指定)

第5条 地域活動支援センター事業の運営主体は、地域作業所を設置している法人であって、適切な事業実施が可能である者として、あらかじめ市長が指定した者（以下「指定事業者」という。）とする。

2 指定事業者の指定を受けようとする者は、平塚市地域活動支援センター事業事業者指定申請

書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請者の実施能力を審査して平塚市地域活動支援センター事業事業者指定書（第2号様式）により指定事業者の指定をするものとする。
- 4 指定事業者は、所在地等の変更又は事業の廃止若しくは休止をしようとするときは、あらかじめ、平塚市地域活動支援センター事業変更（廃止・休止）等届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 地域活動支援センター事業における指定事業者の有効期間は、3年以内において市長が定める。

（指定事業所の利用定員）

第6条 指定事業者は、指定に係る地域活動支援センター事業の実施事業所（以下「指定事業所」という。）ごとに、1日当たりの利用定員を定めるものとする。

- 2 指定事業者は、前項の規定により定めた利用定員を超えて支援サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による利用定員は、10人以上で指定事業者が定める。

（指定事業所の職員配置）

第7条 指定事業者は、指定事業所ごとに次の区分に応じた職員を配置しなければならない。

- (1) 施設長 1人
- (2) 指導員 1人以上

- 2 第1項第1号に規定する職員は、常勤とする。
- 3 第1項第2号に規定する員数は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令171号）第2条第16項に規定する常勤換算方式を用いることとする。
- 4 指定事業者は、地域活動支援センター事業を円滑かつ効果的に実施するため、第1項に規定する職員の配置に関し、細心の注意を払わなければならない。

（指定事業所の設備）

第8条 指定事業者は、指定事業所について、定員を勘案し支援サービスの提供に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えるとともに、利用者の特性に応じたものとしなければならない。

（運営規程）

第9条 指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に関する重要事項について、運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所日及び開所時間
- (4) 利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 支援サービスの範囲
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(指定の取り消し)

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定事業者に係る第4条の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 法第36条第3項第4号、第5号又は第10号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 支援サービスに要した費用の請求に関し不正があったとき。
- (3) 不正の手段により第4条の指定を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、地域活動支援センター事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(利用の対象者)

第11条 地域活動支援センター事業の利用の対象者は、平塚市内に居住する満65歳未満の障害者であって、障害の程度、家庭環境、生活状況、就業履歴等を勘案し、地域活動支援センター事業の利用が必要かつ有効と認められる者とする。ただし市長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 法第5条第10項に規定する施設入所支援を行う施設及び同条第11項に規定する障害者支援施設に入所している者については、第1項の規定にかかわらず利用の対象者としな

(利用の手続き)

第12条 前条第1項に掲げる者で地域活動支援センター事業を利用しようとする者は、平塚市地域生活支援事業支給申請書（平塚市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年3月31日規則第29号、以下「細則」という。）第2条における第1号様式を準用）及びその他必要な書類を市長に提出するものとする。また、市長は、難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条で主務大臣が定める疾病に該当する障害児（者））の申請に際しては医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等、対象疾病を確認できる書類の提出を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに審査を行い、地域生活支援事業決定通知書（平塚市移動支援事業実施要綱（以下、移動支援要綱）第7条第2項における第4号様式を準用）を交付するものとする。この場合において、支給することを決定したときは、地域生活支援事業受給者証（移動支援要綱第7条第2項における第5号様式を準用）を併せて交付するものとする。

3 第2項の規定による決定（以下「支給決定」という。）を受けた者を、支給決定障害者という。

4 支給決定障害者等が、支給決定内容の変更を行うときは、第1項から第2項までと同様の手続きを経ることとする。

5 第1項に規定する申請は、本人の同意があれば運営主体を経由して申請を受理することができる。

(決定の有効期間)

第13条 支給決定の有効期間は、支給決定を受けた日から起算して、1か月から1年までの間で市長が決定する。

(支給決定の取り消し)

第14条 市長は、支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第12条第2項に規定する支給決定を取り消すことができる。

- (1) 地域活動支援センター事業を利用する必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 平塚市以外に居住地を有するに至ったとき。
- (3) 満65歳に達したとき。
- (4) 第11条第2項に該当するに至ったとき。

2 前項の規定により支給決定の取消しを行った場合において市長は、当該取消しに係る支給決定障害者に対し受給者証の返還を求めるものとする。

(費用の支弁)

第15条 市長は、支給決定障害者が、支給決定の有効期間内において、指定事業者から支援サービスの提供を受けたときは、当該支給決定障害者に対し、当該指定事業者を支払うべき支援サービスに要した費用について助成するものとする。

2 支援サービスに要した費用の支給基準額は、別表1に規定する金額とする。

3 前項にかかる支援サービスに要した費用の助成額は、別表2に規定する金額とする。

4 支給決定障害者が指定事業者から支援サービスの提供を受けたときは、市長は、当該支給決定障害者が当該指定事業者を支払うべき支援サービスに要した費用について、当該支援サービスに要した費用として当該支給決定障害者に助成すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり当該指定事業者を支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者に対し支援サービスに要した費用の助成があったものとみなす。

6 市長は、指定事業者から支援サービスに要した費用の請求があったときは、審査の上、支払うものとする。

(不当利得の徴収)

第16条 市長は、偽りその他不正の手段により支援サービスに要した費用の助成を受けた支給決定障害者又は指定事業者があるときは、その者から、助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(報告)

第17条 指定事業者は、支援サービスを行うごとに平塚市地域活動支援センター事業サービス提供報告書(第4号様式)(以下「サービス提供報告書」という。)に記入を行い支給決定障害者の確認を受けるものとする。

2 指定事業者は、サービス提供報告書を、提供を行った翌月の10日までに指定に係る事業所ごとに取りまとめた上、市長に提出するものとする。

(指定事業者の責務)

第18条 地域活動支援センター事業の履行に際して事故が生じた場合は、指定事業者がその責任を負うものとする。ただし、市の責任で生じた場合は、この限りでない。

(書類の整理)

第19条 指定事業者は、請求書類その他資料を5年間保管するものとする。

(個人情報の保護)

第20条 運営主体は、「個人情報の保護に関する法律及び平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例」の趣旨にのっとり必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者の従事者は、職務上知り得た支給決定障害者等の個人情報はこれを漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(指導及び監督)

第21条 市長は、必要に応じて指定事業者の事業内容を調査し、適切な指導、監督を行うものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第14条第3号の規定は、平成20年7月1日から施行する。
- 3 この要綱の施行の際現に地域作業所に通所している障害者は、満70歳に達するまでの間は、第11条第1項の規定により地域活動支援センター事業の利用が必要かつ有効と認められる者とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第15条第3号の規定は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表1 (第15条関係)

区分	支給基準額	支給対象者	対象事業所
基本額Ⅰ	1日 につき 3,800円	(1)身体障害1級若しくは2級に該当する者 (2)知的障害A1若しくはA2に該当する者 (3)精神障害1級に該当する者 (4)神奈川県療育手帳制度実施要綱(昭和49年2月1日適用)別表「療育手帳判定基準」の障害程度(B2)の2の規定により療育手帳を交付された者 (5)高次脳機能障害と診断された者	全事業所
基本額Ⅱ	1日 につき 3,400円	上記以外の者	全事業所
基本額Ⅲ	1か月 につき 75,000円	(1)身体障害1級若しくは2級に該当する者 (2)知的障害A1若しくはA2に該当する者 (3)精神障害1級に該当する者 (4)神奈川県療育手帳制度実施要綱(昭和49年2月1日適用)別表「療育手帳判定基準」の障害程度(B2)の2の規定により療育手帳を交付された者 (5)高次脳機能障害と診断された者	前年の1日平均通所実績が13人未満の事業所
基本額Ⅳ	1か月 につき 60,000円	上記以外の者	前年の1日平均通所実績が13人未満の事業所
重度重複加算	1日 につき 5,000円	(1)身体障害1級、知的障害A1又は精神障害1級のいずれか2以上に該当する者 (2)次のア、イ又はウのいずれかに該当する者 ア 身体障害1級に該当し、かつ、知的障害A2又は精神障害2級に該当する者 イ 知的障害A1に該当し、かつ、身体障害2級又は精神障害2級に該当する者 ウ 精神障害1級に該当し、かつ、身体障害2級又は知的障害A2に該当する者	全事業所
行動支援加配加算	1日 につき 5,000円	次の各号の全てに該当する者に対し、マンツーマンでの支援が行われた場合。 (1)行動関連項目の合計点数8点以上の者若しくは、同程度であると市長が認めた者 (2)行動上の障害が著しく、常時マンツーマンでの支援が必要な者 (3)別表1の重度重複加算に該当しない者	全事業所
自立訓練加算	1日 につき 5,000円	地域活動支援センターにおいて、4人以下のグループで指導員による指導のもと、宿泊訓練を実施した場合で、事前に第5号様式により届け出があった場合。	全事業所
延長支援加算	1日につき 3,000円	地域活動支援センターにおいて、日中の支援に加え、運営規程に定める開所時間を超えて1時間以上支援を行った場合。	全事業所

区分	支給基準額	支給対象者	対象事業所
延長支援加算 重度重複加算	1日につき 2,500円	延長支援加算を算定した場合で、次のいずれかに該当する者 (1)身体障害1級、知的障害A1又は精神障害1級のいずれか2以上に該当する者 (2)次のア、イ又はウのいずれかに該当する者 ア 身体障害1級に該当し、かつ、知的障害A2又は精神障害2級に該当する者 イ 知的障害A1に該当し、かつ、身体障害2級又は精神障害2級に該当する者 ウ 精神障害1級に該当し、かつ、身体障害2級又は知的障害A2に該当する者	全事業所
延長支援加算 行動支援加配加算	1日につき 2,500円	延長支援加算を算定した場合で、次の各号の全てに該当する者に対し、マンツーマンでの支援が行われた場合。 (1)行動関連項目の合計点数8点以上の者若しくは、同程度であると市長が認めた者 (2)行動上の障害が著しく、常時マンツーマンでの支援が必要な者 (3)別表1の重度重複加算に該当しない者	全事業所
送迎加算	送迎1回につき 500円	全ての支給決定障害者等	全事業所

備考

- この表において「身体障害1級」又は「身体障害2級」とは、それぞれ身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級に該当する障害又は同号の2級に該当する障害を有する者をいう。
- この表において「知的障害A1」又は「知的障害A2」とは、それぞれ療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。))において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)において障害の程度がA1に該当する障害又はA2に該当する障害を有する者をいう。
- この表において「精神障害1級」又は「精神障害2級」とは、それぞれ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6項第3項の表の1級に該当する障害又は同表の2級に該当する障害を有する者をいう。
- この表において「児童相談所」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所をいう。
- この表において、行動関連項目の合計点数8点以上の者とは、厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)の別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が8点以上であること。

別表 2 (第 15 条関係)

区 分	金 額
生活保護の規定による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受ける者及び、支給決定障害者及びその配偶者が市民税非課税の者	基本額 I から IV 及び延長支援加算における支給基準額の 100 分の 100 に相当する金額
支給決定障害者及びその配偶者の市民税所得割の額を合算した額が 16 万円未満の者	基本額 I から IV 及び延長支援加算における支給基準額の 100 分の 95 に相当する額
上記以外の者	基本額 I から IV における支給基準額の 100 分の 90 に相当する額

平塚市地域活動支援センター事業 事業者指定申請書

(宛先) 平塚市長

(申請者) 所在地

名称

代表者職名

下記のとおり地域活動支援センター事業の指定事業者として関係書類を添えて指定の申請をします。

申請者 (設置者)	フリガナ					
	名称					
	主たる事業所の所在地					
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種類				法人所轄庁	
	代表者	役職				
氏名						
住所						
指定事業所の種類	フリガナ					
	名称					
	事業所の所在地					
	事業開始予定年月日					
平塚市以外のサービスの登録を受けている場合		サービスの種類		事業所番号		
		事業所名称		登録地		

- 「法人の種類」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「指定事業所の種類」欄には、今回申請をするものについて必要事項を記載してください。
- 「平塚市以外のサービスの登録を受けている場合」欄には、平塚市外において既に事業所としての指定を受け、事業者番号が付番されている場合に、その事業所に関する事項を記載してください。複数の番号を有する場合には、そのうちの一つのみを記載し、他のものは「別紙」に記載してください。
- 「別紙」には、上記のほか、他の法律又は市町村において既に指定を受けている内容を記載してください。

指定申請書添付書類

口座振替（変更）依頼書

運営規程

事務所の平面図

事務所の設備・備品の写真

施設長の経歴

運営法人の組織体系図

直近の年度の事業計画書・収支決算書

損害賠償責任保険証書の写し

建物賃貸借契約書等の写し

平塚市地域活動支援センター事業 事業者指定書

平塚市長 （ 氏 名 ）

年 月 日に提出されました申請書を審査した結果、次のとおり平塚市地域作業所移行型地域活動支援センター事業実施要綱第4条の規定により、指定事業者として指定しましたので、通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業所番号
- 4 事業開始予定年月日
- 5 指定の有効期間

平塚市地域活動支援センター事業変更（廃止・休止）等届出書

(宛先) 平塚市長

(申請者) 所在地

名称

代表者氏名

次のとおり指定を受けた事項について変更しましたので届け出ます。

		事業所番号
指定事項を変更した事業所		名称
		所在地
変更があった事項		変更の内容
1	事業所の名称	(変更前)
2	主たる事業所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名及び住所	
6	定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等 (当該指定事業に係る事業に関するものに限る。)	
7	事業所の平面図及び設備の概要	(変更後)
8	事業所の管理者の氏名及び住所	
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	
10	運営規程	
11	地域活動支援センター事業の請求に関する事項	
12	当該申請に係る事業の開始予定年月日	
13	その他	
変更年月日		年 月 日
(廃止・休止) 年月日		年 月 日

備考

第4号様式(第17条関係)

平塚市地域活動支援センター サービス提供報告書

サービス提供年月	年	月	受給者番号				
事業所番号			A 月額		A 月額	B	利用者氏名
事業所名称							利用者負担率
							0% 5% 10%
							重度重複加算
							あり ・ なし
							区分(A型のみ)
							重度 ・ 軽度

利用日		利用時間		基本分	送迎加算		行動加算	自立訓練	利用者負担額	利用者確認欄	備考
日付	曜日	開始時刻	終了時刻		迎え	送り					
合計											

平塚市地域活動支援センター 事業内容届出書

サービス提供年月	
事業所番号	
事業所名称	

1 事業内容 ※該当項目に○を付けてください。

	事業内容	実施日	人数	支給希望 日数	備考
A	土日開所による支給決定日数の増 理由（ ）				
B	旅行等による支給決定日数の増				
C	自立訓練				
D	その他（ ）				

2 事業参加者

A

受給者番号	氏名	受給者番号	氏名

B

受給者番号	氏名	受給者番号	氏名

C

受給者番号	氏名	受給者番号	氏名

D

受給者番号	氏名	受給者番号	氏名

※Aの理由が作業量増である場合は、3か月以内に増加日数分の休所日を計画すること。

支給増加日数	休所予定日